

韓国産食品の輸入通関における現地化支援事業のご案内

韓国農水産食品流通公社では韓国産食品を輸入する企業の円滑な事業活動を支援するため、各種コンサルティング事業を実施しております。

今年の事業について、以下のとおりご案内しますので韓国産食品をお取り扱いの輸入企業の皆様のご利用をお待ちしております。

※本事業は**予算がなくなり次第終了**となります。各サービスの申請は、お早めをお願いします。

1. 現地化支援事業補助内容

・2024年より、輸入者表記を含め全ての利用サービスに自己負担が20%発生します。

項目	補助内容	補助率	補助対象
① ラベラー括表記	・成分適正性及びラベラー括表記案作成補助(輸入者表記)	80%	韓国 の 輸出 企業 及び 日本 の 輸入 企業
② 法律サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通関・法律・食品衛生・検疫・商品企画書登録等 - 通関：通関書類、手続き案内、関税率調査など - 食品衛生：検疫基準調査など - 商品企画書作成登録（eBASE、ASP規格書（インフォーマット）など） - 一般法律：国際取引契約書作成及び検収、食品関連法律諮問 - 特殊法律：貿易紛争、クレーム(代金、商品の瑕疵によるクレームなど) 		
③ 食品検査費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品検査（自主検査、残留農薬検査等） ・商品一括表記に伴う栄養成分検査費など 		
④ パッケージデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・日本向け商品パッケージデザイン補助。但し、「K-FOOD」ロゴ使用条件 ※「K-FOOD」ロゴ使用申請は、韓国メーカーがaT本社へオンライン申請 https://global.at.or.kr/front/expstpt/intro.do?_mtype=D&_dept1=4&_dept2=3&_dept3=1 		輸入 企業 のみ
⑤ 知的財産権	・商標権及び特許権出願関連補助		輸出 企業 のみ

※初めてご利用される企業は、会社登記事項証明書コピー（直近3ヶ月以内）の提出をお願いします。

※ラベラー括表記及び法律サービスの利用においては当公社が指定した委託業者を使う必要があります。

※①～⑤の補助項目及び補助上限額の枠は、農産及び水産食品に対して各々適用されます。

※利用者の負担率は利用企業が申請された年度の補助率を適用し、補助します。

例)2023年受付済みのパッケージデザイン申請で精算を2024年に行うものは、2023年のaT補助率80%を適用

2. 補助内容詳細

① ラベラー括表記

- ・成分適正性及び食品一括表記案について専門業者が商品の内容に合わせ、ラベルを提案します。

【利用条件及び申請方法等】

- (1) 申請書類：①申請書 ②成分割合表 ③製造工程図 ④栄養成分表 ⑤商品写真（商品中身+パッケージ）
- (2) 成分割合表、製造工程図などはエクセルデータなどで提出
- (3) **利用者に 20%負担が生じます。（2024 年から自己負担分発生）**
- (4) 利用者は、結果報告書と請求書を受け取ってから自己負担分を諮問機関に直接支払いして頂きます。残りの金額（80%）は aT から諮問機関へ直接支払いします。
- (5) ご利用できる品目数は 1 回につき、最大 5 品目まで申請可能です。なお、ご利用品目数の制限は特になく年間のご利用できる 1 社当たりの補助金上限額に達するまでご利用可能です。

② 法律サービス

◆ 輸入通関関連

- ・韓国から輸入したい商品の関税率調査、食品衛生法・検疫基準調査、品目別通関に必要な書類案内及び手続き関係規定について専門業者が補助します。

◆ 商品規格書作成登録

- ・eBASE、ASP 規格書（インフォーマット）、メルクリウスネット、アルカナム、そうけんくん、イオン書式等取引先から指定された規格書の登録を補助します。

◆ 法律一般

- ・日本に進出したい韓国の輸出企業の国際取引契約書作成補助（契約書の作成及び検収含む）、食品関連法律諮問 などご利用可能です。

◆ 特殊法律

- ・貿易紛争、商品クレームに関する助言（代金、商品の瑕疵によるクレーム）や輸入企業における知的財産権等の照会などご利用可能です。

【利用条件及び申請方法等】

- (1) 申請書類：①申請書 ②成分割合表 ③製造工程図 ④栄養成分表 ⑤商品写真（商品中身+パッケージ）。
- (2) 法律相談諮問の場合は申請書と相談したい案件について分かる内容を時系列で整理した詳細内容を提出
- (3) **利用者に 20%負担が生じます。（2024 年から自己負担分発生）**
- (4) 利用者は、結果報告書と請求書を受け取ってから自己負担分を諮問機関に直接支払いして頂きます。残りの金額（80%）は aT から諮問機関へ直接支払いします。
- (5) 年間の利用回数は農産品と水産品それぞれ 1 回に最大 5 品目まで申請可能です。

③ 食品検査補助事業

- ・安心安全な韓国産食品を日本の消費者へ提供することにより韓国産食品に関するイメージ向上や消費拡大を図るための補助になります。補助分野は「自主検査」、「栄養成分検査」、「残留農薬検査」等です。「自主検査

(指導検査)」とは、輸入者に対して日本の衛生当局が指導している初回輸入時検査及び年1回の定期検査をいいます。

【利用条件及び申請方法等】

- (1) 申請書類：①検査費精算申請書（食品検査費補助同意確認欄記載（輸出者代表名、捺印））②検査機関（通関会社）請求書 ③支払い証明書 ④試験成績書 ⑤輸入許可通知書（税関） ⑥B/L
- (2) 食品検査費用は、輸入企業から検査機関等へ先支払いし、関係書類を揃えて当公社へ補助金の申請をして下さい。試験成績書費用のみ80%金額を補助します。

※3品目以上の場合、申請書の「2-1.検査費請求詳細」シートを必ず作成してください。

- (3) 正式に輸入通関した食品に限り補助します。費用精算時には日本の税関が発行した「輸入許可通知書」の提出が必要です。また、利用申請者と輸入者が一致する必要があります。
- (4) 輸入時に食品違反となった商品の検査費用は補助できません。
- (5) 自主検査の場合、初回輸入及び年1回の試験分析に限り補助します。
- (6) 栄養成分検査費用は同一品目の場合、1回の検査に限り補助します。
- (7) 生鮮野菜等の命令検査による残留農薬検査の試験分析にかかる費用を補助します。
- (8) 検査機関の指定がなければ当公社の提携機関である（公社）日本食品衛生協会の利用をお勧めします。

④ 商品パッケージデザイン補助事業

- ・ 商品パッケージデザイン補助事業は日本の消費者が安心して購入できるパッケージデザインを目的とし、取引先への信頼度向上を期待できます。パッケージデザイン会社は当公社提携業者もご利用いただけますし、申請者が自由に選べられますが、申請者の系列企業等は補助対象外です。
- ・ 利用条件：2024年からaTが商標登録している「K-FOOD」ロゴをパッケージに印字する条件付きで補助します。「K-FOOD」ロゴは韓国の輸出メーカーより以下のサイトにて事前に使用許可を取得する必要があります。

https://global.at.or.kr/front/expsupt/intro.do?_mtype=D&_dept1=4&_dept2=3&_dept3=1

【利用条件及び申請方法等】

- (1) 事前申請書類：①事業申請書 ②現パッケージデザイン ③「K-FOOD」ロゴ使用許可書 ④見積書
- (2) 予算関係上、申込が多い場合は当公社社内規定により選考を行うことがあります。
- (2) 利用企業に20%負担が生じます。
- (3) パッケージデザイン会社が申請業者と系列企業（資本関係や代表者が同じ等）の場合は利用することは出来ません。
- (4) 韓国内のデザイン会社を利用する場合、該当のデザイン会社が「韓国デザイン振興院」に登録されていることが必須となります。（登録確認：<https://designfirm.kidp.or.kr/search/list>）
- (5) 韓国内のデザイン会社を利用する場合、精算時に「用役標準契約書」を提出して下さい。
- (6) 韓国内のデザイン会社を利用する場合、必ず契約書に締結した申請者（輸入者）からデザイン会社法人名義へ日本から国際送金によって支払いをしてください。
- (7) 精算時には補助を受けたデザインによる商品の「輸入許可通知書」及び輸入された商品の現物を提出していただきます。

(8) デザイン費用の支払い日より1年以内の件のみ精算可能です。

(9) 精算申請書類：①精算申請書 ②デザイン会社の請求書 ③支払い証明書（振り込みコピー等） ④デザイン所有権確認書 ⑤デザイン改善報告書 ⑥新デザイン図 ⑦輸入許可通知書 ⑧新デザイン現物（郵送）

(10) パッケージデザイン事業は包装材・容器デザイン製作に限って補助可能です。

(11) 補助事業サービス開始後、利用者の都合により途中でキャンセルされた場合はその時点まで掛かった全ての費用を利用者が負担することとなりますのでご注意ください。

⑤ 知的財産権

- ・ 輸出企業のみ利用可能で、特許権及び商標権出願関連費用を補助します。
- ・ 出願にかかる費用の80%を補助します。

3. 補助金の上限額

- ・ 今年からサービス項目別の利用上限額は撤廃され1社当たり年間利用可能な総額制に変更されました。
- ・ 輸入者表記、食品検査費、パッケージデザイン費用などを其々利用されている場合、全てのサービスを合わせて年間約2百万円を超えての補助金の支払いは出来ませんのでご注意ください。

<年間利用上限額>

- ・ 輸入企業（日本）：2千万ウォン（約2百万円）
- ・ 輸出企業（韓国）：5千万ウォン（約5百万円）

4. 事業期間：2024.1.1～12.31 まで（受付期間 2024.2～11 月末まで）

※11 月末までに受付した分のみ当年分の支払いになります。

※申請期間内であっても、当社の政策方針変更又は予算がなくなり次第、終了することがありますのでご了承ください。

5. 補助対象：韓国産食品輸入業者及び韓国自治体等関係機関

- ・ 法人登録してある企業に限定します。

6. 事業申請及びお問い合わせ先

・ 申請方法：各申請事業ごと必要書類を揃えて E-mail にてお申し込み → kfood@atcenter.or.jp

・ 韓国農水産食品流通公社 東京支社 担当 キム ヒョンピョウ / チン ウナ

TEL) 03-6311-6698 FAX) 03-5367-6657

・ 提出書類：申請書 → <https://www.atcenter.or.jp/general-7-5>

現地化補助事業 ⇒ 該当する申請書をダウンロード

※韓国の輸出業者の場合、下記のサイトに直接オンライン申し込みをして下さい。

申込サイト <http://global.at.or.kr/>（現地化支援事業） 以上